**全国盲ろう者団体連絡協議会機関誌**

**第２１号**

**２０１８／０２／１５発行**

**発行**

**全国盲ろう者団体連絡協議会**

**連絡先**

**〒114-0034**

**東京都北区上十条１－５－１－１０４**

**電話兼FAX 03-5993-4396**

**E-mail taikyoku194tyakugan@ip.mirai.ne.jp**

**URL http://tarzans.sakura.ne.jp/jfdb/**

**口座**

**ゆうちょ総合口座**

**記号１２１７０　番号８５８２４０６１**

**名義　全国盲ろう者団体連絡協議会**

**機関誌の無断転載を禁じます。**

**全国盲ろう者団体連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）**

**全国盲ろう者団体連絡協議会機関誌**

**＜目次＞**

**１　ご挨拶**

**２　第２４条（教育）についての意見を出しました**

**３　聴覚障害者制度改革推進中央本部報告**

**４　連絡協議会の活動報告**

**５　連絡協議会加盟団体**

**６　編集後記**

**１　ご挨拶**

**会長　　高橋　信行**

**残冬の候、貴団体におかれましては益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。
　私などは、本日、盲導犬フォリィの４週間に１度のシャンプーの日で、自宅の風呂場で嫌がる彼を押さえつけながら、ジャブジャブと洗い、その後、大型犬用のドライヤーで１時間もかけて乾かしたところです。くたくたです。
　さて、連絡協議会は現在、協会事務局と共に全国大会の企画作業に取り組んでいます。皆さんが立候補して頂いたおかげで、各部署の担当者が出そろいました。各々の内容について相談をしながら、調整を図っているところです。
　昨年までは実行委員会形式で、関係者が一堂に会して、話し合いをしていましたね。これはこれで、良かったのですが、お金がかかりすぎました。今度の大会では実行委員会形式を止めて、その代わりに連絡協議会がイニシアチブを取りながら企画作業を進めていこうという訳です。
　何しろ、初めてのやり方ですから、手探り状態ではありますけど、より良い全国大会となるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。
　引き続き、連絡協議会の活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。**

**２　第２４条（教育）についての意見を出しました
事務局長　　庵　悟

　メールマガジン第３５号（２０１７年１０月２５日発行）で、「盲ろう者の声を国連に届けるパラレルレポート」で、日本障害フォーラムが進めているパラレルレポート準備会の取り組みについて書きました。
　その後、月１～２回のペースで、条文ごとに各団体から意見出しが行われています。
　障害者権利条約の中で「盲ろう」が唯一明記されているのは、教育に関する第２４条です。全国盲ろう者協会として、次の意見を出しました。

第２４条　教育
＜意見１＞
　盲ろう児への教育には、視覚障害と聴覚障害の状態に応じたそれぞれの配慮に加え、その独自性がもつ障害の状態に対する特別の配慮が必要である。国においては、条約第２４条第３項Ｃの規定を踏まえて、学校教育の中に盲ろう教育を明確に位置付け、カリキュラムの開発や専門性の高い教員の養成・育成などに向けて、具体的な取組みを進めるべきである。
＜理由１＞
・盲ろう児は、コミュニケーション・情報取得・移動が極端に制限され、極度の孤立状態に置かれる。したがって、盲ろう児が生活し、学習する上でかなり重篤な困難が生ずる。
・盲教育やろう教育では、視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう児に対して適切な教育を提供することができない。
・わが国において、「盲ろう」は、重複障害の中に括られてきた。したがって、「盲ろう」を独自の障害種別として位置づけられることが重要である。しかしながら、２０１７年度に改訂された新しい学習指導要領においても、視覚障害や聴覚障害と異なって、「盲ろう」は、重複障害の一つとして取り扱われており、独自の障害としての位置付けがされていない。
・盲ろう児（特に先天性）の多くが、知的障害、肢体不自由等の障害を併せ持っているが、「盲ろう」に対する教育的アプローチが大変重要である。

＜意見２＞
　「盲ろう」と判明した後の相談体制を確立する必要がある。
＜理由２＞
・保健医療機関等で「盲ろう」と判明しても、盲ろう児とその家族が身近に相談できる機関がない。
・就学先について、地元の教育機関に相談しても、「盲ろう」に関する専門的な知識や対応方法についてのスキルがないため、盲ろう児の家族が家庭での育児方法や就学先についての適切な助言を受けられない。

＜意見３＞
　盲ろう児者に対する特別支援学校高等部および普通学校、大学・専門学校における教育の履修を保障するための合理的配慮および環境整備が必要である。
（理由３）
・視覚と聴覚からの情報取得が困難な盲ろう児者が膨大な量の学習内容を履修するのに多くの時間を要する。したがって、教育年限の延長が必要である。
・盲ろう児者の個別の障害の状態やコミュニケーション能力に応じた情報保障が必要である。
・入試体制や大学における情報保障など、盲ろう生徒が高等教育を平等に享受するための支援体制を確立する必要がある。

＜意見４＞
　盲ろう教育を担当する教員の養成制度が必要である。
＜理由４＞
・盲ろう教育の教員養成課程を設置し、専門性を有する教員の確保が必要である。
・特別支援学校教諭の専修免許状取得には、言語聴覚士と同様に盲ろう教育についての単位の修得を必修にする必要がある。
・各都道府県の教育機関が、教員研修において、盲ろう教育についての専門性の蓄積を行っている国立特別支援教育総合研究所と連携し、必要な知識とスキルを習得できるような体制を整備する必要がある。

以上です。
　現在、第２８条まで意見出しが進められていて、３月には、全条（第１条～３３条）文について出された意見を事務局で骨子案として取りまとめられます。この４月からは、これまでの準備会を構成する１３団体がそのまま正式な団体の構成員となり、本格的なレポート作成作業を今年いっぱいかけて行います。**

**３　聴覚障害者制度改革推進中央本部報告
委員　　川島　朋亮

■出席報告
　第２回聴覚障害者制度改革推進中央本部（以下、「中央本部」）会議
　日時：２０１７年１２月１３日（水）１３時３０分～１６時３０分
　場所： 戸山サンライズ　２階大会議室（東京都新宿区）

■経過と内容
第２回法案策定ＷＧ会議（昨年９月末開催）で協議した情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法（案）の修正内容に関して、さらに第２回中央本部会議にて協議を重ねました。その後、当法案をＪＤ、ＤＰＩなど各団体に送付し、今年１月末までそれぞれ意見書を提出していただくこととなりました。
その一方、国の動きでは現在、手話言語法（案）（一般財団法人全日本ろうあ連盟より提出）、読書バリアフリー法（案）（社会福祉法人日本盲人会連合・ＤＰＩ日本会議・弱視者問題研究会・社会福祉法人全国盲ろう者協会より共同提出）の制定及びそれに伴う著作権法改正に向けて本格化しつつあります。そうした情勢の下、当法案はいつ国へ提出すべきか、そのタイミングはまだつかめていません。
中央本部の今後の活動として、学習会の開催（今年７月予定）、制定に向けて啓発と呼びかけ、各自治体や中央官庁等への働きかけが中心になるのではないかと予想しています。引き続き、ご協力のほどお願いいたします。

■読書バリアフリー法（案）について…
この法案は、健常者が本屋で書籍や雑誌等を購入したり図書館から本を借りたりして読むのと同様に、盲人など障害者も自分に適した情報媒体（拡大文字、点字、音声、電子データ等）を利用することで読めるようにすることが目的です。障害者権利条約（平成２６年１月批准）の第３０条にも、「障害者が利用しやすい様式（手話、点字、字幕、電子データなど）を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を味わい楽しめる機会を有する」ことが定められており、それを妨げてはならないともあります。しかし、我が国において読書バリアフリー化はまだ十分とは言えません。そこで、障害者も健常者と同様に幅広い読書がしやすいように、環境を整備するとともに具体的なシステムを確立していくためにも？？？？律が必要として、日本盲人会連合等から出されました。
また、「盲人、視覚障害者、その他に印刷物の判読に困難のある者が、発行された著作物（本、雑誌等）を利用する（読める）機会を促進する」ことを目的とするマラケシュ条約（２０１３年６月：モロッコにて採択）を日本でも批准していくためにも、読書バリアフリー法（案）の制定とそれに伴う著作権法改正は欠かせないとされています。

■次回の会議
・第３回中央本部会議…２月１３日（火）開催（場所：戸山サンライズ）
・第３回法案策定ＷＧ⇒平成３０年度４月に持越しとなりました。**

**４　連絡協議会の活動報告**

**２０１７年９月１４日以降、以下の活動を行いました。

９月１４日（木）
　来年度全国盲ろう者大会の分科会テーマ公募（МＬ）

９月２０日（水）
　機関誌第２０号発行

１０月２５日（水）
　メールマガジン第３５号発行

１１月１５日（水）
　第２７回全国盲ろう者大会のプログラム決定
　開会式、歓迎パーティ、分科会、全体会・閉会式の担当者公募（МＬ）

１２月１５日（金）
　メールマガジン第３６号発行

１２月～１月
　第２７回全国盲ろう者大会の担当者およびプログラム内容の調整

１月１２日（金）　全国盲ろう者協会が、協会事務局と各プログラム担当者との連絡調整のМＬを立ち上げ、本格的な大会運営がスタート

２月１５日（木）
　機関誌第２１号発行

その他、内閣府障害者政策委員会、聴覚障害者制度改革推進中央本部、日本障害フォーラム等の各種会議に、盲ろうの代表として全国盲ろう者協会の名前で出席し、意見書提出等に取り組みました。**

**５　連絡協議会加盟団体**

**現在、加盟しているのは、以下の３６団体です。**

**札幌盲ろう者福祉協会**

**岩手盲ろう者友の会**

**山形県盲ろう者友の会**

**栃木盲ろう者友の会「ひばり」**

**ＮＰＯ法人群馬盲ろう者つるの会**

**埼玉盲ろう者友の会**

**ＮＰＯ法人千葉盲ろう者友の会**

**認定ＮＰＯ法人東京盲ろう者友の会**

**神奈川盲ろう者ゆりの会**

**新潟盲ろう者友の会**

**富山盲ろう者友の会**

**石川盲ろう者友の会**

**岐阜盲ろう者友の会**

**静岡盲ろう者友の会**

**愛知盲ろう者友の会**

**三重盲ろう者きらりの会**

**ＮＰＯ法人しが盲ろう者友の会**

**京都盲ろう者ほほえみの会**

**ＮＰＯ法人大阪盲ろう者友の会**

**ＮＰＯ法人視聴覚二重障害者福祉センター「すまいる」**

**ＮＰＯ法人兵庫盲ろう者友の会**

**奈良盲ろう者友の会「やまとの輪」**

**ＮＰＯ法人和歌山盲ろう者友の会**

**岡山盲ろう者友の会**

**ＮＰＯ法人広島盲ろう者友の会**

**山口盲ろう者友の会**

**徳島盲ろう者友の会**

**香川盲ろう者友の会**

**ＮＰＯ法人えひめ盲ろう者友の会**

**高知県盲ろう者友の会**

**福岡盲ろう者友の会**

**長崎盲ろう者友の会「あかり」**

**熊本盲ろう者夢の会**

**大分盲ろう者友の会**

**ＮＰＯ法人鹿児島県盲ろう者友の会いぶき**

**沖縄盲ろう者友の会**

**６　編集後記**

**編集担当委員　　関　厚博**

**２０１８年がスタートして１カ月ほどが経ちました。皆さんいかがお過ごしでしょうか？２月ということで、１年で特に寒い季節でもあります。私が住んでいる神奈川では、気温は一桁ですが、比較的日照時間が長くて昼間は暖かく感じます。今年に入って積雪は２回だけですが、北海道や北陸地方などでは、記録的大雪に見舞われていると聞いています。雪国では、雪が降るのが当たり前ですが、首都圏で大雪になると、交通機関が乱れたりして大騒ぎになります。**

**ところで、平昌（ピョンチャン）冬季オリンピック・パラリンピックが２月９日に開幕となります。今回は、韓国での開催ということで、どうしても北朝鮮の脅威が取り上げられていましたが、北朝鮮の選手も参加することになり、とりあえず、オリンピック開催中はミサイルの打ち上げはないだろうと思われています。**

**個人的には、雪上種目より氷上種目に興味があります。日本との時差もほとんどないので、リアルタイムに観戦を楽しみましょう。**

**さて、機関誌２１号はいかがでしたか？次回は、４月にメルマガを発行予定です。お楽しみに！**